

講習会における新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

(一社)沖縄県労働基準協会

1. 受講生及び講師について

- ① 講習時間中は、マスクを着用する。また、実技講習においては、手袋も着用する。

なお、マスク及び手袋については、原則、各自が持参するものとする。

- ② 咳、発熱(37.5 度以上)、倦怠感等の症状がある受講生は、原則として受講できない。

開始前(1 日の場合には午後開始前も)において、体調確認を行う。

非接触型温度計による体温測定を実施する(非接触型温度計を入手後からの実施となります)。

- ③ 講習会場に入場する際は、手指の消毒を行う。

2. 座学(学科)講習実施会場について

- ① 3 人掛け長尺テーブルに 1 人掛けとし、座席間隔は、できる限り 2m 以上少なくとも 1m 以上とする(講師座席を含む)。

定員は、当該間隔を確保できる人数とする。

- ② 受講生は、マスクを着用して受講する。

- ③ 講師は、マスクを着用して講義を行う。受講生との間隔は、原則 2m 以上を保つ。また、講義中は不必要に教壇から下りて受講生に近づかないものとする。

- ④ 複数の人が触れる場所(テーブル、椅子及びドアノブ等)については、適宜消毒を行う。なお、講習開始前には必ず消毒を実施する。

- ⑤ 常時、窓は二カ所以上空けるか、換気扇で換気を行う。開始前(1 日の場合には午後開始前も)には、窓を全部空けて全体換気を行う。

- ⑥ 消毒噴霧化器を設置して、常時消毒液(次亜塩素酸水)を噴霧する。

3. 実技(技能)講習について

- ① 講習時間中は、マスク及び手袋を着用する。

なお、マスク及び手袋については、原則、各自が持参するものとする。

- ② 人と人の間隔は、屋外においてもできるだけ間隔を空ける(少なくとも 0.5m 以上)。

- ③ 機械及び器具等の使用においては、受講生が使用することに消毒する。

4. その他

- ① 講習会場内での昼食については、人と人との間隔の確保、向かい合わず短時間で済ます等の対応を呼びかける。

- ② 新型コロナウイルス感染症感染及び咳・発熱(37.5 度以上)・倦怠感等の症状で講習を受講しない場合には、受講料は全額返却する。

- ③ マスクを持参しない受講生に対しては、マスクを実費額で販売する。